

監 第 60 号
平成 21 年 9 月 11 日

京都市長 門 川 大 作 様

京都市監査委員 内 海 貴 夫
同 日 置 文 章
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

平成 20 年度健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 20 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、意見を決定しましたので、次のとおり提出します。

平成 20 年度

健全化判断比率等審査意見

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の結果	2
1	総括	2
(1)	健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる書類の作成	2
(2)	実質公債費比率の算定に関する特記事項	4
(3)	意見	4
2	健全化判断比率及び資金不足比率の分析	6
(1)	健全化判断比率	6
ア	実質赤字比率	6
イ	連結実質赤字比率	8
ウ	実質公債費比率	10
エ	将来負担比率	12
(2)	資金不足比率	15

表記に関する注意事項

注1 文中に用いる金額は、10,000円未満を切り捨てて表示した。

2 表中に用いる金額は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として1,000円未満を四捨五入して表示した。

3 文中及び表中に用いる比率は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として小数点以下第3位又は第2位を切り捨てて表示した。

平成 20 年度健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の対象

平成 20 年度決算における次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

- (1) 京都市地域水道特別会計
- (2) 京都市京北地域水道特別会計
- (3) 京都市特定環境保全公共下水道特別会計
- (4) 京都市中央卸売市場第一市場特別会計
- (5) 京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計
- (6) 京都市農業集落排水事業特別会計
- (7) 京都市土地区画整理事業特別会計
- (8) 京都市市街地再開発事業特別会計
- (9) 京都市病院事業特別会計
- (10) 京都市水道事業特別会計
- (11) 京都市公共下水道事業特別会計
- (12) 京都市自動車運送事業特別会計
- (13) 京都市高速鉄道事業特別会計

第 2 審査の期間

平成 21 年 6 月から同年 9 月まで

第3 審査の結果

1 総括

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる書類の作成

審査の対象とした健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる書類の作成が、法律等の趣旨に沿って適正に行われているかについて審査を行ったところ、いずれも適正に行われていると認めた。

平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果並びにその対象となる会計等は次のとおりである。

(表1) 平成20年度決算における健全化判断比率

(単位：%)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	0.87	8.63	12.0	240.0
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

(表2) 平成20年度決算における資金不足比率

(単位：%)

会計名	算定結果	経営健全化基準
地域水道特別会計	—	20.0
京北地域水道特別会計	—	
特定環境保全公共下水道特別会計	—	
中央卸売市場第一市場特別会計	—	
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
土地区画整理事業特別会計	—	
市街地再開発事業特別会計	—	
病院事業特別会計	—	
水道事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
自動車運送事業特別会計	59.7	
高速鉄道事業特別会計	133.5	

(表 3) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象会計等

区 分		比率の算定対象会計等						
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	一般会計等に属する特別会計	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		土地取得特別会計						
		基金特別会計						
		市公債特別会計						
		定額給付金給付事業特別会計						
		雇用対策事業特別会計						
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計						
		介護保険事業特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
		老人保健特別会計						
		駐車場事業特別会計						
	公営企業に係る特別会計	法非適用	地域水道特別会計					
			京北地域水道特別会計					
			特定環境保全公共下水道特別会計					
			中央卸売市場第一市場特別会計					
			中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計					
			農業集落排水事業特別会計					
			土地区画整理事業特別会計					
		法適用	市街地再開発事業特別会計					
			病院事業特別会計					
			水道事業特別会計					
			公共下水道事業特別会計					
			自動車運送事業特別会計					
			高速鉄道事業特別会計					
			一部事務組合・広域連合					
			地方公社・第三セクター等					

注 1 「法適用」は地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」はそれ以外の公営企業である。

2 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

(2) 実質公債費比率の算定に関する特記事項

平成 18 年度から平成 20 年度までの単年度の実質公債費比率の算定に関して、準元利償還金として既に算入されている満期一括償還に係る元利償還額の一部が、元利償還金にも重複して算入される誤りが見られ、審査において指摘した結果、算定が修正されたため、適正であると認めた。

この誤りは、平成 19 年度の比率の算定においても生じていたため、昨年度に公表された平成 19 年度の実質公債費比率 12.9 パーセントは、正しくは 11.8 パーセントであると認められる。

(表 4) 平成 19 年度の実質公債費比率 (正誤表)

(単位：%)

項目		平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
単年度 実質公債費比率	昨年度公表数値 (誤)	13.25071	13.67256	11.92550
	修正後の数値 (正)	12.38053	12.27637	10.94176
実質公債費比率 (3 箇年平均)	昨年度公表数値 (誤)	12.9		
	修正後の数値 (正)	11.8		

(3) 意見

平成 20 年度決算における資金不足比率は、高速鉄道事業特別会計で 133.5 パーセント、自動車運送事業特別会計で 59.7 パーセントとなり、いずれも経営健全化基準の 20.0 パーセントを大きく上回っているため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく経営健全化計画の策定が必要となる。このことに加えて、市全体の収支状況を示す連結実質赤字比率についても、昨年度に比べ改善しているが、依然としてこれらの特別会計において多額の資金不足が生じている影響が大きく 8.63 パーセントとなっている。

平成 21 年 1 月に策定された京都未来まちづくりプランにおいては、特に高速鉄道事業特別会計の資金不足は今後も中長期的に拡大し、一定の健全化の取組を行ったとしても、平成 30 年代半ばにはその額は 1,000 億円を超え、最大で平成 50 年度に 1,490 億円に達するとの見込みが示されている。本市が財政再生団体となる連結実質赤字額は、平成 20 年度の標準財政規模を基にすれば約 1,060 億円となることから、増加する高速鉄道事業特別会計の資金不足の影響により、今後本市が連結実質赤字比率で財政再生団体に陥ることが懸念される。

一般会計においては平成 21 年度から平成 23 年度までの間に 964 億円の多額の財源不足が見込まれたことから、京都未来まちづくりプランに基づき、全庁を挙げた厳しい行

財政改革の取組が進められているところであるが、この取組を行った上でなお、連結実質赤字比率は、大きく悪化することが想定されるものであり、事態は極めて深刻である。

本市では、既に地下鉄事業の経営改善を最重要課題の一つと位置付け、増収増客対策をはじめ様々な取組を進めているが、引き続き全庁一丸となって、全会計を通じた財政の健全化に取り組まれない。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の分析

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である実質赤字比率は、0.87パーセントとなっている。前年度は実質赤字額がなかったため、実質赤字比率は発生していなかった。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は、11.25パーセントであり、また、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は、20.00パーセントであり、これらを下回っている。

(表 5) 実質赤字比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%，ポイント)

年度	実質赤字額 A	標準財政規模 B(注)	実質赤字比率 A/B	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成 20 年度	3,112,939	354,201,362	0.87	11.25	20.00
平成 19 年度	—	356,947,106	—		
対前年度増△減	3,112,939	△2,745,744	0.87		

注 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金」で求められる。なお、健全化判断比率の算定上は、臨時財政対策債発行可能額を含めることとされているため、これを含む額で記載している。

本市の一般会計等に当たる会計と、その実質収支額の状況は、表 6 のとおりである。

当年度は、一般会計を除いた全ての会計で収支は黒字又は均衡しているが、前年度に黒字であった一般会計が大きな赤字となり、一般会計等の全会計の合計でも 31 億 1,293 万円の赤字となったことから、昨年度は発生していなかった実質赤字比率は 0.87 パーセントとなった。

(表 6) 一般会計等の会計別実質収支額の対前年度比較

(単位：千円)

会計名	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度 増△減額
一般会計	△3,196,027	248,021	△3,444,048
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
土地取得特別会計	—	—	—
基金特別会計	80,083	31,852	48,231
市公債特別会計	2,993	2,004	989
定額給付金給付事業特別会計	12		12
雇用対策事業特別会計	—		—
合計	△3,112,939	281,877	△3,394,816

注 実質収支額の算定上、翌年度へ繰越すべき財源に、事業繰越及び支払繰延に係るものを含むため、決算の実質収支額と一致しないものがある。

イ 連結実質赤字比率

全ての会計の実質収支額又は資金剰余，不足額の合計である連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である連結実質赤字比率は，8.63 パーセントとなり，前年度に比べ1.82 ポイント下降している。

なお，早期健全化基準は，16.25 パーセントであり，また，財政再生基準は，40.00 パーセントであり，これらを下回っている。

(表 7) 連結実質赤字比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%，ポイント)

年度	連結実質赤字額 A	標準財政規模 B	連結実質赤字 比率 A/B	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
平成 20 年度	30,580,588	354,201,362	8.63	16.25	40.00 (注)
平成 19 年度	37,327,557	356,947,106	10.45		
対前年度増△減	△6,746,969	△2,745,744	△1.82		

注 経過措置により，平成 21 年度決算までは 40.00 パーセント，平成 22 年度決算では 35.00 パーセントとされているが，平成 23 年度決算からは 30.00 パーセントとなる。

本市の各会計の実質収支額又は資金剰余，不足額の状況は，表 8 のとおりである。

当年度は，国民健康保険事業特別会計，自動車運送事業特別会計及び高速鉄道事業特別会計に加えて，一般会計でも赤字が生じている。

前年度と比べると，一般会計及び高速鉄道事業特別会計で，赤字額が新たに発生又は拡大したが，公共下水道事業特別会計，水道事業特別会計，国民健康保険事業特別会計及び老人保健特別会計などで，これ以上に大きく収支が改善したことから，全会計を合計した連結実質赤字額は，305 億 8,058 万円となり，前年度に比べ 67 億 4,696 万円減少している。

(表 8) 各会計の実質収支額又は資金剰余, 不足額の対前年度比較

(単位: 千円)

会計名		平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度 増△減額
公営企業に係る特別会計以外の会計	一般会計	△3,196,027	248,021	△3,444,048
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
	土地取得特別会計	—	—	—
	基金特別会計	80,083	31,852	48,231
	市公債特別会計	2,993	2,004	989
	定額給付金給付事業特別会計	12		12
	雇用対策事業特別会計	—		—
	国民健康保険事業特別会計	△9,178,917	△10,443,742	1,264,825
	介護保険事業特別会計	1,285,208	561,369	723,839
	後期高齢者医療特別会計	708,389		708,389
	老人保健特別会計	164,537	△839,073	1,003,610
	駐車場事業特別会計	—	—	—
	実質収支額の合計 A	△10,133,722	△10,439,569	305,847
公営企業に係る特別会計	地域水道特別会計	10	—	10
	京北地域水道特別会計	—	—	—
	特定環境保全公共下水道特別会計	—	—	—
	中央卸売市場第一市場特別会計	413,481	325,395	88,086
	中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—	—	—
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
	土地区画整理事業特別会計	—	—	—
	市街地再開発事業特別会計	—	—	—
	病院事業特別会計	3,987,296	4,106,909	△119,613
	水道事業特別会計	7,703,709	5,124,683	2,579,026
	公共下水道事業特別会計	9,812,636	4,641,487	5,171,149
	自動車運送事業特別会計	△11,382,717	△11,994,669	611,952
	高速鉄道事業特別会計	△30,981,281	△29,091,793	△1,889,488
資金の剰余额又は不足額の合計 B	△20,446,866	△26,887,988	6,441,122	
連結実質赤字額 A+B	△30,580,588	△37,327,557	6,746,969	

注 実質収支額の算定上, 翌年度へ繰越すべき財源に, 事業繰越及び支払繰延に係るものを含むため, 決算の実質収支額と一致しないものがある。

ウ 実質公債費比率

地方債の元利償還金と準元利償還金に要する一般財源の合計額を標準財政規模で除した比率（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）である実質公債費比率は、直近3箇年の平均値をとることとされており、12.0パーセントとなり、前年度に比べ0.2ポイント上昇している。

なお、早期健全化基準は、25.0パーセントであり、また、財政再生基準は、35.0パーセントであり、これらを下回っている。

(表9) 実質公債費比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%)

項目		平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
各年度の単年度実質公債費比率	元利償還金 A	52,197,137	53,390,718	53,550,412	55,632,245
	準元利償還金 B	70,800,127	70,195,396	72,244,546	68,439,970
	A, Bに充当することのできる特定の歳入 C	26,384,210	24,105,981	25,652,106	27,418,109
	A, Bに係る基準財政需要額算入額 D	63,140,119	63,100,335	63,257,124	63,686,996
	標準財政規模 E	354,201,362	356,947,106	363,718,302	364,983,358
	単年度実質公債費比率	11.50031	12.38053	12.27637	10.94176
$\frac{A+B-C-D}{E-D}$		$\frac{33,472,935}{291,061,243}$	$\frac{36,379,798}{293,846,771}$	$\frac{36,885,728}{300,461,178}$	$\frac{32,967,110}{301,296,362}$
実質公債費比率 (3箇年平均)	平成20年度	12.0			
	平成19年度		11.8 (注)		
早期健全化基準		25.0			
財政再生基準		35.0			

注 平成19年度の実質公債費比率(3箇年平均)は、平成20年度の比率の審査において判明した算定誤りを修正して算定した比率であり、昨年度公表された数値とは異なる。

平成 20 年度の単年度の実質公債費比率の算定内容を見ると、元利償還金は前年度に比べて減少しているが、地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令で規定する準元利償還金は、表 10 に示すとおり、前年度に比べ増加している。

一方で、都市計画税収入など、元利償還金及び準元利償還金に充当することのできる特定の歳入は増加したことから、これらを差し引いた分子全体では前年度に比べて減少した。

分母となる標準財政規模も前年度に比べ減少したが、分子の減少がこれよりも大きかったことから、平成 20 年度の単年度の実質公債費比率は、11.50031 パーセントと、前年度に比べ 0.88022 ポイント下降したが、平成 17 年度の単年度の比率と比べると上昇したことから、3 箇年平均の実質公債費比率については上昇している。

(表 10) 準元利償還金の内容

(単位：千円)

項目		平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
①	満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金に相当するもの	48,765,976	45,509,300	47,633,932	42,751,887
②	一般会計等以外の会計への繰入金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	21,569,250	24,240,097	24,025,528	25,679,067
③	加入組合等への補助金又は負担金のうち、当該組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	—	—	—	—
④	債務負担行為に基づく支出のうち、地方財政法第 5 条各号に規定する経費に係るもの	444,604	444,140	579,814	3,847
⑤	一時借入金の利子	20,297	1,859	5,272	5,169
合 計		70,800,127	70,195,396	72,244,546	68,439,970

エ 将来負担比率

一般会計等が将来実質的に負担する債務であると考えられる将来負担額から、充当可能財源等を控除した額を標準財政規模で除した比率（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除するものとする。）である将来負担比率は、240.0 パーセントとなり、前年度に比べ5.4 ポイント上昇している。

なお、早期健全化基準は、400.0 パーセントであり、これを下回っている。また、財政再生基準は設定されていない。

(表 11) 将来負担比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%，ポイント)

年度	将来負担額 A	充当可能 財 源 等 B	標準財政 規 模 C	元利償還金、 準元利償還金 に係る基準財 政需要額算入 額 D	将来負担 比 率 $\frac{(A-B)}{(C-D)}$	早 期 健全化 基 準
平成 20 年度	1,695,387,453	996,587,454	354,201,362	63,140,119	240.0	400.0
平成 19 年度	1,715,780,165	1,026,145,282	356,947,106	63,100,335	234.6	
対前年度増△減	△20,392,712	△29,557,828	△2,745,744	39,784	5.4	

将来負担額の主なものは、一般会計等に係る地方債現在高や、退職手当支給予定額等などであり、表 12 に示すとおりである。また、充当可能財源等の主なものは、将来負担額に充当できる基金残高等であり、表 13 のとおりである。

将来負担額は、前年度に比べ一般会計等の地方債現在高が増加したが、債務負担行為に基づく支出予定額、他会計への地方債の元金償還繰入必要見込額及び連結実質赤字額などの減少があり、総額では減少した。

一方、充当可能財源等はこれを上回る減少となったことから、充当可能財源等を除いた分子が増加したことと、標準財政規模の減少により分母が減少したことから、将来負担比率は前年度に比べ上昇した。

(表 12) 将来負担額の内容

(単位：千円)

	項目	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度 増△減額
①	一般会計等の地方債現在高	1,211,047,882	1,187,490,205	23,557,677
②	債務負担行為に基づく支出予定額のうち、 地方財政法第 5 条各号に規定する経費に係 るもの 〔PFI 事業に係る経費のうち建設事業費相 当額、依頼土地の買戻しに係る経費等〕	72,019,729	92,778,052	△20,758,323
③	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還 に充てる一般会計等からの繰入必要見込額	263,230,171	275,328,719	△12,098,548
④	加入組合等の地方債の元金償還に充てる当 該団体からの負担等見込額	—	—	—
⑤	退職手当支給予定額のうち、一般会計等に おける実質的な負担見込額 〔年度末において職員全員が自己都合退 職した場合に、一般会計等が負担する と見込まれる退職手当支給額〕	109,217,843	113,612,858	△4,395,015
⑥	設立した一定の法人の負債の額 (土地開発公社の負債の額) ----- そのものために債務を負担している場合 の当該債務のうち、当該法人等の財務・経 営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 〔損失補償を行う出資法人等の債務、公 的保証機関の保証債務及び制度融資に 係る金融機関の貸付けに係る損失補償 債務のうち、一般会計等が負担すると 見込まれる額〕	9,291,240	9,242,774	48,466
⑦	連結実質赤字額	30,580,588	37,327,557	△6,746,969
⑧	加入組合等の実質連結赤字額相当額のうち 一般会計等における実質的な負担見込額	—	—	—
	将来負担額 (①～⑧合計)	1,695,387,453	1,715,780,165	△20,392,712

(表 13) 充当可能財源等の内容

(単位：千円)

項目		平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度 増△減額
⑨	表 12 の①から⑥に充てることができる基金残高 〔①から⑥に充てることができる認められる基金残高のうち、現金・預金及び国債・地方債・政府保証債等として保有しているものの額〕	75,337,610	75,354,221	△16,611
⑩	表 12 の①から⑥に充てることができる特定の歳入の見込額 〔①から⑥に充てることができる認められる国庫支出金や公営住宅の使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金、都市計画税収入などの見込額〕	270,016,072	281,767,458	△11,751,386
⑪	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 〔地方債現在高等のうち、将来普通交付税算定上の基準財政需要額として算入されると見込まれる額〕	651,233,772	669,023,603	△17,789,831
充当可能財源等 (⑨～⑪合計)		996,587,454	1,026,145,282	△29,557,828

(2) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業に係る会計ごとに資金の不足額を事業の規模で除した比率であるが、当年度は、前年度と同様に自動車運送事業特別会計及び高速鉄道事業特別会計で、資金不足比率が発生している。この他の会計については、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

なお、経営健全化計画の策定が求められる経営健全化基準は、20.0パーセントである。

(表 14) 資金不足比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%)

会計名	平成 20 年度			平成 19 年度	経営健全化基準
	資金の不足額 A	事業の規模 B	資金不足 比率 A/B	資金不足 比率	
地域水道特別会計	—	119,493	—	—	20.0
京北地域水道特別会計	—	153,917	—	—	
特定環境保全公共下水道特別会計	—	54,088	—	—	
中央卸売市場第一市場特別会計	—	2,277,419	—	—	
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—	86,084	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	8,573	—	—	
土地区画整理事業特別会計	—	544,000	—	—	
市街地再開発事業特別会計	—	—	—	—	
病院事業特別会計	—	13,199,719	—	—	
水道事業特別会計	—	29,724,098	—	—	
公共下水道事業特別会計	—	43,901,350	—	—	
自動車運送事業特別会計	11,382,717	19,039,341	59.7	63.1	
高速鉄道事業特別会計	30,981,281	23,196,747	133.5	128.8	

注 1 資金の不足額は、次の算式により算定される額である。

法非適用事業 歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額＋翌年度へ繰り越すべき財源（事業繰越，支払繰延に係るものを含む）－解消可能資金不足額

ただし、宅地造成事業を行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業特別会計については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

法適用事業 流動負債額（控除未払金等を除く）＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産額（控除財源を除く）－解消可能資金不足額

2 事業の規模は、次の算式により算定される額である。

法非適用事業 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

法適用事業 営業収益の額－受託工事収益の額

資金不足比率が発生している自動車運送事業特別会計及び高速鉄道事業特別会計の資金の不足額等の対前年度比較は、表 15 のとおりである。

自動車運送事業特別会計は、資金の不足額が減少するとともに、分母となる事業の規模も増加したことから、資金不足比率は前年度に比べ 3.4 ポイント下降し、59.7 パーセントとなった。一方、高速鉄道事業特別会計は、分母となる事業の規模は増加したが、資金の不足額がこれ以上に増加したことから、資金不足比率は前年度に比べ 4.7 ポイント上昇し、133.5 パーセントとなった。

いずれの会計の資金不足比率も、経営健全化基準の 20.0 パーセントを大幅に上回っており、平成 22 年 3 月末までに、財政健全化法に基づく経営健全化計画を市会の議決を経て定める必要がある。

(表 15) 資金不足比率が発生している会計に係る資金の不足額等の対前年度比較

(単位：千円，%，ポイント)

年度	自動車運送事業特別会計			高速鉄道事業特別会計			経営健全化基準
	資金の不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B	資金の不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B	
平成 20 年度	11,382,717	19,039,341	59.7	30,981,281	23,196,747	133.5	20.0
平成 19 年度	11,994,669	18,983,073	63.1	29,091,793	22,584,495	128.8	
対前年度 増 △ 減	△611,952	56,268	△3.4	1,889,488	612,252	4.7	